

平成28年度産地リスク軽減技術総合対策事業のうち 園芸作物資材緊急安定確保対策事業に係る公募要領

1. 総則

平成28年度産地リスク軽減技術総合対策事業のうち園芸作物資材緊急安定確保対策事業（以下「園芸資材確保事業」という。）に係る事業実施主体の公募については、次のとおりです。

2. 公募対象事業

本公募により事業実施主体を募集するのは、平成28年度産地リスク軽減技術総合対策事業のうち園芸資材確保事業（以下「本事業」という。）です。

3. 事業内容、補助率、事業実施主体等

本事業の内容、補助率、事業実施主体等については、別紙1を御覧ください。

なお、応募のあった金額については、予算及び補助対象経費等の精査により減額することがあります。

4. 事業趣旨及び事業内容等の詳細

事業の趣旨、事業内容の詳細については、別紙2を御覧下さい。

5. 補助対象経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、次の要件を満たすものとします。

（1）別紙2の第1に掲げる取組に係る経費で、本事業の実施に直接必要な経費（なお、各経費の内容については、別表に掲げるとおりとします。）

（2）補助対象として明確に区分することができ、かつ、証拠書類（請求書、領収書等の写し等）により金額、内容等を確認することができる経費

（注1）応募に当たっては、本事業の事業実施期間中における所要事業費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請される国庫補助金の額と一致するとは限りません。

（注2）申請される国庫補助金の額については、千円未満を切り捨てて計上することとします。

6. 申請できない経費

（1）本事業の実施に直接関連のない経費

（2）事務所の家賃など本事業の事業実施主体の経常的な経費

（3）本事業の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

（4）補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

(注) 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。

7. 申請書類の作成及び提出期限等

本事業への応募を希望する団体等は、次の申請書類を作成の上、提出期限までに提出先に提出してください。

(1) 提出書類

- ア 園芸作物資材緊急安定確保対策事業承認申請書（別紙様式1）
- イ 園芸作物資材緊急安定確保対策事業実施計画書（別紙様式2）
- ウ イに関する添付書類
- エ 申請書類チェックシート（別紙3）

(2) 提出期限

平成28年6月8日（水曜日）午後5時00分必着

(3) お問合せ先

本事業についてのお問合せは、別紙4の問合せ先を御覧ください。

なお、お問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の午前10時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までの間を除く。）とします。

(4) 提出先

別紙4の書類提出先をご覧ください。

(5) 提出部数

各5部

(6) 提出に当たっての留意事項

- ア 申請書類は、お示しした申請様式に沿って作成してください。
- イ 申請書類に虚偽の記載や不備がある場合には、審査の対象にならないことがあります。
- ウ 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- エ 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）によることとし、やむを得ない場合には持参も可としますが、ファックス又は電子メールによる提出は受け付けません。
- オ 申請書類を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等配達されたことを証明することができる方法により送付ください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず期限までに到着するようにしてください。
- カ 提出後の申請書類については、原則として資料の差し替え等は不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- キ 申請書類は、「産地リスク軽減技術総合対策事業（園芸資材確保事業）」と

封筒の表に朱書きの上、提出してください。

- ク 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。
- ケ 審査に当たり、農林水産省から応募団体等に申請内容の確認を行う場合があります。

8. 事業実施計画等の選定について

(1) 審査方法

提出された応募書類については、事業担当課において書類確認と事前審査を行った後、生産局長が別に定めるところによる選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、別紙5の審査基準に基づくポイント付けによる審査を行い、ポイントの高い順に採択優先順位を定め、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定するものとします。

(2) 審査の観点

委員会は、事業実施計画、事業費及び事業実施体制の妥当性等の観点から審査を行います。

なお、課題提案書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となった行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施計画の審査においてその事実を考慮するものとします。

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、委員会における審査等の手続が終了した後、書面により通知するものとします。

なお、審査結果の通知は、補助金等交付候補者に対して補助金の交付の候補者になった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

9. 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らねばなりません。

(1) 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記録・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

ア 事業実施主体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭

和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

イ 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的な使用に努めること。

(2) 事業の推進

事業実施主体は、補助金交付要綱、事業実施要綱及び事業実施要領を遵守し、本事業の実施に必要な手続、本事業全体の進行管理、本事業の成果の公表等、本事業の実施全般についての責任を持たなければなりません。

(3) 取得財産の管理

本事業により取得し又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 取得財産については、本事業の終了後も善良なる管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。

イ 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについては、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した当該取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

(4) 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作権、品種登録を受ける地位及び育成権者等）が発生した場合には、その知的財産権は事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等に帰属しますが、知的財産権の帰属に当たっては、次の条件を遵守することを御了解の上、御応募願います。

ア 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。

イ 国が公共の利益等の目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等に求める場合には、無償で、当該知的財産権の利用を国に許諾すること。

ウ 本事業の事業実施期間中及び本事業の終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して許諾すること。

（5）収益状況の報告及び収益納付

本事業の終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合には、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。

（6）事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、本事業の成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業の終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めることとします。

また、本事業の終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により本事業の成果の発表を行う場合には、当該成果が本事業によるものであること及び発表された見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出してください。

報告書等の本事業の成果については、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

（7）その他

本事業の終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、本事業の成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。